

重要事項説明書

(短期入所生活介護)

【施設経営法人】

1. 法人名 社会福祉法人美濃陶生苑
2. 法人所在地 土岐市駄知町1858番地の2
3. 電話番号 0572-59-8678
4. 代表者氏名 理事長 酒井 幸昌
5. 設立年月日 昭和52年12月

【事業所名】特別養護老人ホームとき陶生苑

【事業所の所在地】土岐市駄知町1858番地の2

【電話番号】0572-59-8678

【施設長氏名】小澤 知彦

【指定事業所番号】岐阜県 2171800051号

【指定年月日】平成12年 4月 1日

【サービスの種類】短期入所生活介護

【旧施設解説年月日】昭和53年 4月19日

【新施設移転】平成20年 3月 1日

【入所定員】120名・短期入所10名

【施設の目的】当施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

【運営方針】人は、年齢や性別、身体能力の有無にかかわらず、自立的な生活ができる権利と自己決定の権利を有する。人としての尊厳を守り、自由で個性的な社会生活を営むことを権利として尊重する義務を持つ。当施設は、ノーマライゼーションの理念と基本的人権の保障を認識し、施設利用者の心豊かで安定した施設生活が継続されるよう援助します。

【居室等概要】

ユニット型個室	120室	13.50㎡/室
ユニット型個室(短期用)	10室	13.50㎡/室
地域交流センター(1F)	1室	274.40㎡/室
集会室(2F)	1室	198.72㎡/室
娯楽室(1F)	1室	251.16㎡/室
娯楽室(2F)	1室	249.78㎡/室
改良型普通浴室	1室	
特殊浴室	2室	シャワーバス4基

【職 員 配 置】

職種	人数		勤務時間 () 内は出勤者数
施設長	1名	常勤	9時～17時30分
介護職員	66名	常勤	早出(4名) 6時30分～15時
			早出(4名) 7時～15時30分
			普通(18名程度) 9時～17時30分
			遅番(6名) 10時～18時30分
			夜勤(7名) 17時～翌9時
			宿直(1名) (男性職員) 19時～翌6時
看護職員	7名	常勤	9時～17時30分
機能訓練指導員	2名	常勤	9時～17時30分
医師	1名	非常勤	毎週火・金曜日 14時～16時
生活相談員	3名	常勤	9時～17時30分
事務職員	1名	常勤	9時～17時30分
栄養士	2名	常勤	9時～17時30分
介護支援専門員	基準 2名	常勤	他職種と兼務 (基準以上配置)

正職員 (週労働時間37.5時間・週休2日制・年休20日)

職員の年間休日は120日 (土日、祝祭日、年末年始分)

施設職員計73名のうち、男性職員は15名

早朝6時から離床、着替え、洗面、排泄介助を職員11名で実施

食事介助対応職員 朝15名 平日昼夜20名 (事務職員も介助対応)

入浴介助対応職員 10名 (事務職員も特浴介助対応)

【協 力 病 院】土岐市立総合病院

土岐市土岐津町土岐口703-24

TEL 0572-55-2111

【嘱 託 医】陶生堂医院 山口浩一

土岐市駄知町2258

TEL 0572-59-2171

【介護福祉施設サービス費の額の算定に関する状況】

施設等の区分	併設型・空床型ユニット型
機能訓練指導体制加算	なし
常勤専従医師配置加算	なし
精神科医師定期的療養指導	なし
夜間勤務条件基準	なし
看護体制加算	なし
職員の欠員に対する減算の状況	なし
サービス提供体制強化加算	加算 I
介護職員処遇改善加算	加算 I

- 【サービスの内容】
1. 1週間に2回の入浴を実施します。
 2. 失禁状態の人でも状態によってはトイレ介助を実施する等適切な排泄介助に努めます。
 3. おむつの方については、上記の介護を基本とし、適切な取替えをします。
 トイレ介助の基本時間帯
 1. 朝起床後 2. 朝食後 3. 昼食前 4. 昼食後
 5. おやつ後 6. 夕食後 7. 就寝前 8. 夜間
 4. 毎朝、朝食前に必ず着替えを実施します。
 いわゆるツナギ服の着用は、掻き傷（褥瘡等の要因）、皮膚疾患、異食（窒息・腸閉塞）の行為がある場合のみ安全確保のため使用します。
 5. 衣類については、必要に応じて洗濯を行います。
 6. 夕食後歯磨きをします。義歯は夕食後洗浄し、容器に保管します。
 7. 日中は全員離床し「寝かせたきり老人」にしません。
 離床介助
 1. 朝着替え離床 2. 朝食後ベッド移動 3. 朝離床
 4. 昼食後ベッド移動 5. 昼離床 6. 夕食後ベッド移動
 1日1人6回の移動介助（1日で延べ720人）
 8. レクリエーション、教養娯楽、季節行事を実施します。
 9. 機能訓練については、機能の減退防止を基本として、生活リハビリを推進します。
 10. 医療の提供は、嘱託医師が週1回診察します。
 11. 入院の必要性が生じた場合、利用者およびその家族からの申し出が特にない場合は、協力病院（土岐市立総合病院）にて対応させていただきます。

1 2. 食事時間

朝食 7:30 昼食 11:30 夕食 17:00

1 3. 月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。利用料金は1回あたり1,500円です。

【苦情処理体制】苦情受付担当者 生活相談員 飯田 龍行
苦情解決責任者 施設長 小澤 知彦

サービスに対する苦情・不満、介護事故、契約関係などに関することを苦情受付担当者まで申し出てください。苦情解決責任者と協議のうえ対応方法を決定させていただきます。その結果はすべて、サービス調整委員会へ報告することとします。

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

第三者委員

氏名	住所	職業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人 たなか事務所 電話 0572-67-1815 (代)	司法書士
たかの かずゆき 高野 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目20番2号 オアシス丸の内 NORTH 6階 電話 052-253-8278	弁護士

【事故発生時の対応】

1. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、施設の責に帰すべからざる事故による場合は、この限りではありません。

【感染症に対する対策】

入所者の感染症の発生及びまん延を防止するために、指針に基づき必要な措置を講じます。

【高齢者虐待防止措置の実施】

高齢者虐待防止について、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のた

め、指針に基づき必要な措置を講じます。また責任者として生活相談員を選定し環境整備に努めます。

【身体拘束の禁止】

身体拘束の適正化について、利用者の生命又は身体を保護するため、指針に基づき緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の行動を制限しない措置を講じます。

【業務継続計画（BCP）の実施】

業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害の発生時において、業務の継続的または再開について速やかに対応する措置を講じます。

(R6.8.1~)

【1日あたりの利用料】

(単位：円)

	第2段階	第3段階 (1)	第3段階 (2)	第4段階
① 介護福祉施設サービス費等 (1~3割負担)	厚生労働大臣が定める額の割合			
② 居住費	880	1,370	1,370	2,550
③ 食費	600	1,000	1,300	1,510
④ 日用品費	90~100			
⑤ 間食費	110			
⑥ 売店等個人嗜好品購入品費 入院等医療費 理髪サービス	実費			

※ 介護福祉施設サービス費等とは、**短期入所生活介護費**（要介護1：696円、要介護2：764円、要介護3：838円、要介護4：908円、要介護5：976円）、**サービス提供体制強化加算Ⅰ**：22円、**夜勤職員配置加算（Ⅱ）**：18円、**看護体制加算（Ⅰ）**：12円、**看護体制加算（Ⅱ）**：23円（すべて1日あたりの負担額）
介護職員処遇改善加算Ⅰ：サービス費総単位数の14.0%加算、

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担計	868円	945円	1,029円	1,108円	1,183円

・利用料の変更・当施設が利用料の変更を行う場合は、あらかじめ書面にてその旨を説明し利用者の同意を得ます。

【利用料支払方法】

1. 上記⑥を除いた1ヶ月分（毎月1日～末日）の利用明細請求書を翌月の中旬頃までにご指定いただいた住所へ郵送します。
2. 支払方法は、予めご指定いただいた預貯金通帳から毎月27日（銀行等休業日は翌営業日）に口座振替させていただきます。
3. 領収証は次回請求書とあわせて送付させていただきます。

利用者記入欄

私（利用者およびその家族）は別紙契約書および重要事項の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名

身元引受人氏名

個人情報使用同意書

(短期入所生活介護用)

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

1. 使用する目的

(1) 利用者のための短期入所生活介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と他事業者との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

居宅サービス計画に定められた事業者

3. 使用する期間

短期入所生活介護サービス利用契約書の契約期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

社会福祉法人 美濃陶生苑
特別養護老人ホームとき陶生苑
施設長 小澤 知彦 殿

利用者氏名

身元引受人氏名